

スマート議会の在り方検討プロジェクト会議での検討内容について

令和3年5月21日
議会改革推進会議

1. 一人一台タブレットの運用について

令和3年3月に各議員へ配付されたタブレットについて、議会改革推進会議に設置した「スマート議会の在り方検討プロジェクト会議」で運用方法について検討を行い、とりまとめましたので報告します。

① タブレットの使用方法等の基準となる「三重県議会貸与タブレット型端末機使用基準」を別紙のとおり定める

(主な内容)

- ・タブレットは議員活動（議会活動及び政務活動）において使用するものとする。
- ・使用する際は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。
- ・アプリケーションのダウンロードは議員活動に必要なものに限定するものとする。
- ・外部機器の使用については、タブレットの性能、機器等を変更しないものに限定するものとする。
- ・故意又は過失により損傷、紛失した場合は、当該議員がその修理等に係る経費を負担するものとする。

② その他の運用については下記のとおりとする

- ・各議員が既に所有している Apple ID を利用することを可とする。ただし、利用する Apple ID を議会事務局へ報告するものとする
- ・個人の責任において指紋認証を利用することを可とする

③ 議員へのサポートについて

全ての議員がタブレットを活用できるようにするため、タブレットの基本的な操作や純正アプリの使用方法等について勉強会を実施する

これらについて試行的に取り組み、今後、タブレットの使用等に諸問題が生じた場合は、スマート議会の在り方検討プロジェクト会議で協議していきます。

2. 今後のプロジェクト会議の検討課題について

次回以降の会議では下記項目について協議します。

- ・ 議事におけるスマート化
- ・ 議員活動におけるスマート化
- ・ 議会内におけるスマート化
- ・ スマート化に対応した議員サポート

今後、会議でまとめられた取組方向等については、プロジェクト会議の委員が試行的に取り組み、その課題等について検証を行いたいと考えています。

三重県議会貸与タブレット型端末機使用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、三重県議会における貸与タブレット型端末機（以下「端末機」という。）の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（端末機の使用）

第2条 端末機を使用することができる者は、議員とする。

（端末機の使用範囲）

第3条 議員は、端末機を議員活動（議会活動及び政務活動）において使用するものとする。

（端末機の貸与）

第4条 議長は、議員活動に使用するため、議員に端末機を貸与するものとする。

2 端末機は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 端末機の使用権限がなくなったときは、速やかに議員固有のデータを削除し、直ちに議長に返却しなければならない。

（端末機の取り扱い）

第5条 議員は、端末機を善良な管理者として適切に管理するものとする。

2 議員は、端末機を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

3 議員は端末機の使用に当たっては、適切なパスワード管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。

4 端末機へのアプリケーションのダウンロードは、議員活動に必要なものに限定するものとする。

5 端末機での外部機器（通信機器を含む）の使用については、端末機の性能、機能等を変更しないものに限定するものとする。

（遵守事項）

第6条 議員は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

（1）情報の受発信は、議員の責任において行うこと。

（2）データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。

（3）県の情報の保全措置に関し、積極的に協力し、かつ、誠実に対処すること。

（事故等のあった場合の責任と対応措置）

第7条 議員は、端末機の盗難、紛失等の事故が生じた場合は、速やかに議長に報告するものとする。

2 端末機の利用、盗難及び紛失による個人情報の漏えい等の事故の責任は、当該議員個人において誠実に対応するものとする。

3 議員は、故意又は過失により端末機を損傷し、又は紛失した場合は、当該議員がその修理等に係る経費を負担するものとする。

(違反行為への対応)

第8条 議員がこの基準の遵守すべき規定に反したときは、議長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長は、端末機の使用を停止させることができる。

(その他)

第9条 端末機の使用等に諸問題が生じた場合は、スマート議会の在り方検討プロジェクト会議で協議するものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。